◎副市長(杉本哲郎君) 人材育成のためのEQ教育導入についての御質問にお答えいた します。

職員の人材育成につきましては、御指摘のとおり、地方分権化が進むこれからの時代に おいて喫緊の課題であります。

本市においては、白山市職員人材育成基本方針に基づく白山市職員研修計画を策定し、職員の意識改革及び能力開発に努めているところです。

そのため、これまでにも外部の専門職員を講師に課長補佐職員を対象とした政策立案研修を、また、民間企業の経営者を講師に係長級、主査及び主事級を対象とした企業的経営感覚養成研修を行っております。

また、昨年度からは部課長を対象に民間企業に出向き、経営責任者などから直接その経営理念を学ぶ機会を設けるとともに、社員の方々の接遇態度や勤務姿勢を見聞するなど、 所属職員育成のための研修を実施しているところでございます。

一方、基本的な知識の習得を初め、個人の特性を生かした能力を開発することも重要だと考えております。

御提案のEQ教育につきましては、今ほど角市長が御答弁いたしましたとおり、心の情操教育として困難な状況下にあっても、協調性を持って前向きな姿勢を堅持し、感情をコントロールできるように、社員研修のプログラムに取り入られるなど急速に広まっております。

平成 20 年度はE Q教育の前段階として、自分の姿勢を客観的に知るために、市民との応対を想定した接遇態度をビデオで確認するなど、住民の視点に立ったサービスマインドの醸成に努める研修を行っております。

平成21年度の職員研修におきましては、今ほど御提案のありましたEQ教育を取り入れ、 自分自身を知り、その能力を高めることにより、「挑戦・改革する職員」の育成に取り組ん でまいりたいと考えております。

以上です。

平成20年 12月 定例会(第4回) - 12月10日-02号 - P.28

◎教育長(喜田紘雄君) EQを取り入れた教育について、市長、副市長より答弁がありましたが、私は学校教育にかかわってお答えをいたします。

学校教育における心の教育については、道徳教育をかなめとして学校の教育活動全体を通して実践しております。特に本年度は、道徳教育における副読本の有効活用や学校訪問、学校公開日において道徳の公開授業を全学校、全学級で行うなどの取り組みを行い、知徳

体のバランスのとれた教育活動を推進しております。

また、全国学力・学習状況調査においては、生活、学習習慣のみならず、自尊感情や規範意識に関する調査項目も網羅されており、各学校ではその考察や分析を行い、改善に向けた取り組みが始まっております。

なお、新しく告示された新学習指導要領においても、議員の御指摘どおり、これからの子供たちに必要なものとして生きる力の育成を目指すことを基本に掲げ、その中でみずからを律しつつ、他人と協調し、思いやる心、感動する心など心の教育の充実が強く求められているところでございますが、これはお話のEQ教育のねらいと共通する面が見られ、学校教育においても大いに役立つ側面があると思います。

市教育委員会としましては、学校教育の充実のため、「確かな学力の形成と豊かな心を持つ、たくましい人間の育成」を基本方針とし、その重点目標の1つに「情操豊かでお互いに敬愛し合う心の教育の充実」を掲げているところですが、今後はEQ教育の趣旨や内容等の有効性を十分研究し、検討していくことを考えたいと思っております。

次に、家庭や地域社会の教育力についてですが、生活様式が多様化している今日の家庭 環境において、地域の力を生かすことは大変重要なことであります。

本市では、子供たちが地域とのつながりを強くするため、地域の方々と顔見知りになれるよう学校ボランティアを推進し、学校内外で子供たちが地域の人とのつながりを持つことができるよう取り組んでいるところであります。

家庭教育については、幼児期から思春期の幅広い年齢層の子供たちに対応できるよう、 保育所や小・中学校において、「子供の心を考える講座」などの子育て研修会等を開催し、 子供の理解や家庭の持つ役割の大切さについて啓発しているところであります。

今後の取り組みといたしましては、去る11月27日、白山市PTA連合会が家庭・学校・地域が連携・協力することを目標にして、白山市PTA連合会「5つの誓い」を宣言してくれました。これは保護者としての責任を果たすべく子供たちに対しての適正な指導としつけを含めた家庭教育の重要性を再認識されてのものであり、このような活動は大変心強く思っているところです。今後、こうした動きが学校・家庭・地域の連携や社会全体の教育力の向上につながるよう働きかけていきたいと考えております。

以上です。

平成20年 12月 定例会(第4回) -12月10日-02号 -P.29

◎総務部長(林俊明君) 初めに、文書の管理保管についての御質問にお答えいたします。 本市の保存文書については、保管期間を経過したものは総務課長に引き継ぐことになっております。文書管理規程では、本庁または支所で作成された文書は、それぞれの本庁または支所の総務課長に引き継ぐこととなっております。 また、支所も含めた全課から文書取扱主任を選任し、毎年文書取り扱いに関する会議を 開催し、文書の適正な保管と廃棄の徹底を図っているところでございます。その中で、不 要な文書は廃棄するよう指示をしており、各支所の書庫についても適正に管理がされてい るところでございます。

また、文書の一元的な管理につきましては、合併前の文書や支所業務に関する文書については、事務の遂行上手元に保管されているほうが効率的であることから、それぞれの支所の書庫で保管しております。

次に、文書の保存及び廃棄に際し、歴史的資料として価値を有するものの取り扱いについては、現在のところ明確な基準を定めておりません。これまではそれぞれの所管課においてその必要性を判断し、保存及び廃棄を行ってきたところでございます。その中で合併に関する文書については、合併時の貴重な公文書が散逸し、または安易に廃棄されることのないよう、本庁の所定の場所で一体的に管理をいたしております。

議員御指摘のように、保存文書の中には歴史的価値を有するものも数多くあると思われることから、先進的な自治体の文書管理方法も参考にしながら、文書の保存や廃棄、取り扱いについて今後調査・研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。